

短期大学機関別認証評価委員会（第4回）議事録

1 日 時 平成16年9月3日（金）15：00～17：00

2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3 出席者

（委員） 大塚，大野，上條，清水，関根，舘，鶴見，丸山，森脇，山内，吉田
の各委員

（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，神谷学位審査研究部長，
馬場評価事業部長，河本企画調整室長 外

4 議 事

（：委員，：事務局）

委員長 ただいまから第4回の認証評価委員会を開催いたします。

前回委員会において，短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の修正については私に御一任いただきました。それらの修正点の主な部分について，事務局から説明願います。

参考資料1が実施大綱，2が評価基準です。それぞれ枝番の2の見え消し版に基づいて説明させていただきます。

修正点としては，前回委員会の議論を踏まえて変更したもの，それから大学機関別認証評価委員会の実施大綱及び評価基準との整合性を図るもの，それ以外に字句，表現の修正等が主なものとなっております。

参考資料1 - 2の4ページの（5）「短期大学評価基準等の変更手続き」において，正規課程の学生以外に対する教育サービスに関連して，前回委員会でご意見をいただいたことを踏まえ，「機構は，評価を受けた短期大学や評価担当者，その他関係者の意見を踏まえ，適宜基準等の改善を図り，開放的で進化する評価システムの構築に努めます」の後に，括弧書きで，「（なお，選択的評価基準については，「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが，評価の経験や関係者等の意見を踏まえ，これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えら

れます。）」という文言を追加しております。

次に、6ページの と については、機構が認証評価機関として認証されるためには明確にする必要があることから修正を行っております。 の(1)では、3行目に、「評価に関して保有する情報」の後に、括弧書きで、「(評価基準、評価方法、評価の実施体制等、学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を含む。）」という文言を追加しております。提供に際しては、「ウェブサイトへの掲載等」を、適切な方法として捉えております。

の(2)では、「また、機構は、短期大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該短期大学の評価を実施します。」という文言を追加しております。

大綱の主な変更点は以上です。

基準について、参考資料2-2をご覧ください。

「はじめに」のところは、前回会議でご意見をいただきましたので、そのパラグラフの順番を入れ換えました。若干表現等の修正は行っておりますが、基本的な内容は変わっておりません。

次に、10ページの基準5ですが、基本的な観点5-1- を追加しています。これは、大学機関別認証評価の評価基準との整合性を図るものでございます。5-2- と 5-2- を結合しておりますが、基準5-2に「授業形態、学習指導法が整備されていること」とありますので、それぞれを明確にした上で修正を行っております。

次の、変更点といたしましては、16ページの基準7です。ここは前回提示いたしました通信教育協会からのご意見を踏まえ、基準7-1- として、「通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか」という観点を追加しております。

続きまして、基準9に関してですが、23,24ページの基準11との関係もあり、自己点検・評価に関わる観点につきまして、若干整理をし、基準9-1- を削除させていただいております。こちらは、9-1- や9-1- のところで評価ができるということや、大学機関別認証評価の評価基準との整合性も勘案し、整理させていただいております。

次に、26ページの選択的評価基準は、その説明文を大学機関別認証評価の評価基準との整合性を図ることや、位置付けを明確にすることなどから、追加記述をさせていただいております。

27 ページ，選択的評価基準の正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況についてですが，こちらでも前回委員会でのご意見等を踏まえて修正を行っているものであります。趣旨の第2パラグラフから「各短期大学においては組織的に，講演会，シンポジウム，委員会等への参画等を通じて，地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。短期大学によっては，このような教育サービスに関連する社会貢献，社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので，そのことが短期大学の目的に明示されていれば，本基準の評価対象とすることができます。この選択的評価基準では，教育サービスに関わる目的の達成状況について，目的・計画の策定と周知，実際の活動内容や方法の適切性，教育サービスの成果，改善のためのシステム等を観点として評価を行います。」という形で整理しております。

次に，29 ページの研究目的の達成状況のところですが，ここは大学機関別認証評価の評価基準とあわせて表現の修正を行っているものです。

最後に，32 ページ以降の用語解説につきましても再度整理しております。

評価基準における主な変更点といたしましては以上です。

評価費用の徴収に関する実施大綱の中の文言は，未修正のままですが，現在，機構におきまして引き続き検討中です。金額につきましては，前回委員会でご説明させていただいた金額よりも若干高くなるかもしれませんが，評価費用に対する考え方等は変わっておらず，大きな相違にはならないかと考えておるところです。

今後，認証評価機関として申請を行うわけですが，その評価費用につきましては，最終的に機構において確定させていただきまして申請を行いたいと考えておりますので，あわせてご了承いただければと思っております。

実施大綱，評価基準につきましては以上です。

委員長 実施大綱，評価基準について，前回委員会でのご意見等を踏まえ，かつ大学機関別認証評価との兼ね合い等も配慮いたしまして修正を行いました。特に選択的評価基準の問題については，いろいろ貴重なご意見をいただき，また公立短期大学としての立場というものの話し合い等もあり，それらを踏まえた結果，このような形で修正をさせていただいております。

評価費用の徴収につきましては，他の認証評価機関との兼ね合いもありますし，文部科学省との関係もあり，機構において努力いただいておりますが，この部分だけは空欄とし，こういう形で修正したいと思っておりますが，お認めいただけますでしょうか。

それでは，ご承認いただきましたので，今後，認証評価機関としての申請の準備に入

らせていただきたいと思います。

以上で実施大綱，評価基準の報告を終わり，本日の議事に入りたいと思います。

議事の（１）評価の実施方法に関連し，事務局から資料を説明願います。

お手元の資料３「自己評価実施要項（たたき台）」，資料４「自己評価実施要項等作成に当たっての検討事項」について，説明をさせていただきます。

前回，前々回の会議においては，実施大綱，評価基準の議論を中心に行っていたこともあり，自己評価実施要項について資料としては提示しておりましたが，内容等の検討を十分に行っていただく時間がとれませんでした。本日の資料３ですが，前回委員会で提示させていただいたイメージと同じ内容です。ただ，形式，体裁を変えており，その変更部分を，見え消しにすると非常に分かりづらいので，見え消し版ではなく，たたき台として改めて提示する形にしておりますが，内容につきましては変更してありません。

次に，資料４ですが，本日，要項をご検討いただくわけですが，その中で特にご検討いただきたいポイントを整理したものです。

１は，目的の整理について，「目的をどの程度具体的に整理・記述してもらうのか」ということ，２は，観点ごとの自己評価について，「観点の分析結果をどのような表現で記述してもらうのか」，「個々の学科，専攻科等ごとの評価と短期大学全体の評価をどのように記述してもらうのか」ということです。３は，概況の記述について，短大の自己評価において，「基準ごとの概況を記述してもらうのか。また，記述する場合，評価報告書にどのように反映させるのか」ということ，４は，選択的評価基準について，「選択的評価基準における機構の評価をどのように行うか」ということです。それぞれに要項の該当ページを記しておりますので，ご参考にしていただければと思います。

本日，手引書のたたき台は提示しておりませんが，資料４は，手引書の作成にも関連してくる検討事項として整理しております。このほか，手引書をイメージしていただくために，本年度，高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の手引書を参考資料３という形で提示しておりますので，適宜ご参考いただければと思います。

本日，資料４に対してご意見をいただき，次回委員会に要項案，手引書案を提示させていただきたいと考えています。

委員長 前回委員会で，評価研究部長から，昨年までの試行的評価等の経験に基づき説明をいただきましたが，委員からの質問をいただく時間がありませんでした。また，そのときから随分と時間が過ぎておりますので，再度試行的評価に関するお話をお願いし

たいと思います。

それでは、「分野別教育・研究評価における評価作業等について」に沿ってお話をさせていただきます。その後、ご質問等を受けまして、具体的にどういうポイントがあるのかなど、先生方からご指摘があれば伺いたと思います。その伺った内容を資料3に反映させて、必要なところを修正します。また、高等専門学校機関別認証評価の評価実施手引書を参考資料3として提示させていただいておりますが、短期大学機関別認証評価の評価担当者が使うマニュアルを、本日伺ったことを踏まえて、作成することになると思います。自己評価実施要項と評価実施手引書の素案を、次回委員会の前にでも各委員に送付し、次回委員会はその内容を具体的にご議論いただくというようにさせていただければと思います。

それで、試行的評価で行った具体的な方法やそのときの問題点、それから既に高等専門学校機関別認証評価が試行的に実施されていますので、その際に改めて問題になっている点もご紹介して、ぜひお考えいただければと思います。

それから、これは前回も申し上げましたが、今後、先生方は評価を担当される側になります。この評価を担当しようとしたときに、やはり対象機関からもいろいろな意見が来るでしょうし、それだけでなく、社会からもどうしてこんな評価なんですかといった説明を求められます。これは試行的評価の間、随分そういう批判に我々はさらされながら作り上げてきたということもございますので、その辺をご紹介させていただき、それぞれ忌憚のないご意見をいただいた上で次の作業を進めたいと思います。

それで、前回もご説明いたしましたように、評価作業も試行的評価の間に随分変革、改善してまいりました。

1つのポイントは、これは全学テーマ別や分野別教育・研究評価によって多少違う部分はありますが、大きな流れとして、12年度着手分に関しては、おそらくこれが機関別認証評価の評価基準に当たるレベルかもしれませんが、「評価項目」というものと、評価項目の下にそれぞれの評価項目を評価する場合にどのような見方があるのかという「観点」の二層構造になっておりました。評価項目というのは必須であり、観点は、それぞれの組織の特性を生かして設定してくださいとしておりました。ただ、実際には、対象機関から、どのような観点であれば良いのかが分からず、例示を求められるなどありましたので、評価実施手引書に観定の例示をいたしました。結果的には、例外はもちろんありましたが、多くの対象機関でその例示してある観定に基づいて自己評価がなされてきたことも事実です。

13年度着手分からはもう一段階、評価項目の下に「要素」というものを設けました。そのもとに観点という三層構造になりました。このときの「評価項目」と「要素」というのは、自己評価の際の必須であるということで自己評価をお願いしましたが、観点については12年度着手分と同様に例示するのみで、その観点の設定に関しては、それぞれの組織の目的、目標に対応して観点を設定していただきたいということをお願いしました。

実際の自己評価に際しては、対象大学に2ページ目にある方法について説明をいたしました。それから、4ページ目では、アドミッション・ポリシーという評価項目はどういう内容か、あるいは、その評価の観点例としてはどういうものがあるのかということ为例示しております。こういうことを行い、5ページに水準をわかりやすく示す記述として、4つの記述がありますが、自己評価としてはどのように評価するのかということ、これらの水準をわかりやすく示す記述を用いて自己評価をしていただきました。

同時に、当然、自己評価書に書いてあることを、資料に基づいて検証していく必要があります。また、資料・データに基づいて自己評価をしていただくために、どういうデータが必要であろうかといったことを、データ例として例示させていただきました。

6ページ目を見ていただきますと、提出された自己評価書を今度は評価担当者がどのように評価をし記述したか、具体例として評価報告書の一部を掲載しております。例えば、アドミッション・ポリシーという評価項目に関しては、その一般的な説明の後に、12年度着手分に関しては、まず「特色ある取組・優れた点」を記述して、それから「改善を要する点・問題点等」を記述して、最後にその水準を5ページ目にありましたような記述によって水準を記述するという方法で評価を実施いたしました。

次に7ページ目をご覧ください。13年度着手分と14年度着手分は基本的に変えておりませんが、評価項目のもとに複数の要素を立てました。例えば、「教育実施体制」という評価項目に対して要素が3つありますが、ここまでは必須です。10ページ目に、「教育実施体制」という評価項目の要素の観点を例示しております。

この観点に関しては、こういう形で例示してありますが、評価の説明会などでは、観点は、この要素に対する評価においてエッセンシャルなものに絞りましたということを申し上げた上で、これ以外に対象機関の目的によっては、これら例示にある以外の観点を設定してくださいと説明いたしました。また、観点到に係る状況を記述する際、例示にある観点に従って記述するのが非常に難しい場合には、2つの例示された観点を1つにまとめていただいても構わない、ただし、観点の内容は必要であるといった説明を申し

上げ自己評価を行っていただきました。根拠となるデータ等の例示も、12年度着手分と同様です。

そのように提出されてきた自己評価書に基づき、13年度着手分の機構で公表します評価報告書は、12ページ目のような形といたしました。12年度着手分と13年度着手分における評価報告書の大きな変更点は、最初に、その「目的及び目標の実現への貢献度の状況」ということで、要素1、2、3ごとに記述してあります。観点ごとの評価については、例えば、要素1の最初のパラグラフをご覧ください。これは、この1つのパラグラフが大体1つの観点に対応しています。その観点がどういう判断であったかというのは、そのパラグラフの語尾を読んでいただきますと、その観点ごとの取組状況がどのような評価を受けているかということが分かるような表現を用いました。例えば、1番目のパラグラフですと、
の点から優れているという判断をしておりますし、2番目は、
の関係を明確化する必要があるといった評価をしております。

このような観点の判断から最後にその評価項目全体がどういう水準かという記述をしています、例えば右側の真ん中の辺に「以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある」をどうやって導き出すかという問題があり、また、その下には、目的及び目標の実現への貢献度の状況の中から優れた点、改善点について記述するという構造をとりますが、これらをどのように導き出すかということは、17ページ目をご覧いただきたいと思います。

13年度着手分と14年度着手分では、観点、要素、評価項目という三層構造ですので、まず観点でどういう水準かということ判断する必要がありました。それに関しては、17ページの一番上にあるように、それぞれの観点について3段階で判定し、通常期待されるような状況であれば「相応である(B)」と、優れている点があれば「優れている(A)」と、やはりその達成状況が不十分である場合には「問題がある(C)」と観点を判断いたしました。

実際には、書面調査段階では、資料がなくて判断できないということが随分ありましたので、その場合のために「判断保留」を設けました。しかし、評価報告書の段階では、訪問調査で必要な資料をいただいた上で判断しておりますので、判断保留はありません。

18ページに、要素というものの判断をどう考えるのかについて記載しております。要素、評価項目の判断は5段階であります。観点は、一要素中に複数ありますので、観点において3段階で判断したものを要素に積み上げる際には、分析結果の目安として、ここに示した考え方でそれぞれの5段階の判定をしていただきたいということをお願い

いし、さらに評価項目ごとの水準の判断に関しては、単純に積み上げの和という意味ではなく、観点の軽重を勘案し、総合的に、それぞれの評価項目の判断を行ったわけです。

評価項目というのは、ある意味では今回の評価基準ということであり、機構が評価を必要としているのは、基準ごとに満たしているかどうか、という判断をしていくことです。

したがって、ご議論いただきたい点は、基準ごとに「満たしているか」、「満たしていないか」という、ある意味では2段階かもしれませんが、評価結果に至るまでには説明ができるような仕組みを作る必要があるということです。先ほども申し上げましたように、積み上げは、決して単純和ではなく、総合的に判断していただく仕組みが必要であろうということで、前回これをご説明したわけです。

それで、どう進めていくかということを検討するに当たって、ぜひ皆様のご意見をいただき、あるいは議論させていただきたい点を幾つかまとめたものが資料4です。一番目の目的の整理というところで、目的をどの程度具体的に整理してもらおうかということを検討事項とさせていただいております。目的の記述に関する問題として、目的・目標が、非常に漠然と大きな理念みたいなものを書いてあって、一つ一つの評価をするためには評価とつながらないということがあります。例えば、社会に役立つ人材を育てますということを書かれても、具体的には、どんな人材だとか分かりません。そういうことがありますので、具体性がないと評価作業は非常に難しくなり、判断のしようがありません。目的に関して、試行的評価の場合には、4月頃に、目的・目標だけを事前に提出させ、事前調査を実施しました。その調査結果において、対象機関ごとの目的に直接、コメントを付けるということはありませんでしたが、全体をまとめてどういう傾向があった、あるいはどういう点をご留意いただきたいというようなことを各対象機関にフィードバックした上で、自己評価書を7月末にご提出いただき、それを評価担当者が夏休みに評価するという流れで作業を行いました。

今年度試行的に実施している高等専門学校機関別認証評価の場合、目的の具体性の重要さを説明申し上げて、何とかなるだろうと考えていたのですが、具体的に記述され、評価がしやすい場合と、抽象的、一般的な目的が書いてあって、必ずしもそれぞれの基準の自己評価と対応しない目的もありました。具体的でない目的をどのように扱うかについて、高等専門学校機関別認証評価の方で頭を悩ましているところであり、問題になるところだと思います。このことについて、本日で結論を出すのは非常に難しいと思いますが、ご議論いただければと思います。

委員長 具体的に問題点をお話しいただきましたが、この資料4の「自己評価実施要項等作成に当たっての検討事項」について、ご意見をいただきたいと思います。

まず、今お話のあった目的の整理ということですが、先生方の中には、外部評価をなさって非常に苦い経験をお持ちの方もおられると思いますが、日本の短大は、まず理念的、抽象的なものを掲げ、具体的な目的とか目標というものをあまり書いていないのが通常ではないかと思います。これがアメリカなんかでしたら、評価文化に馴染んでいますので、理念なんていうのはなく、いきなり短大の目標とか目的などが掲げられていますので、非常に評価しやすいことがあります。理念というのは非常に抽象的になっておりますので、短大の目標・目的をなかなか理念からは具体化しにくいということがあるわけですので、そうなった場合に、どうやって評価をするかということが非常に難しく、特に高専等の場合には非常に多くの問題点があるということです。そのような短大も多いと考えられることを踏まえ、どのように対応すれば良いだろうかということですが、

この辺のところから何かご意見がございましたらお出しただけですでしょうか。

簡単な質問ですが、試行的評価の際には目的・目標と2つのヒエラルキーで記述するようになっていたと思いますが、今度は目的1本で記述していくのでしょうか。

それから、資料3の2ページ目の「自己評価のプロセス」の一番上の四角の中に「目的の整理」とあり、「基準1～11に係る目的の整理」と書いてありますので、基準ごとに目的を書くのでしょうか。それとも全体で1つ書くのでしょうか。

基本的には、目的として最初に記述いただく形になっております。試行的評価のときもそのようにしてまいりました。ただ、基準とどこまで関係づけるのか、もしくは基準に関係する目的ということで明確に記したほうが良いのかどうかということも検討事項であろうかと思えます。

評価するという立場であれば、基準ごとに目的が記述されていた方が非常に評価しやすいということにならないでしょうか。

基準ごとに全部目的を書くのが果たして現実的かどうか難しいところだと思います。おそらく選択的評価基準に関する目的は、別に記述する必要があると思います。これに関しては、それぞれで記述していただかないと評価できないと思います。

選択的評価基準に関しては、別に目的を記述する必要があることは分かりましたが、基準1～11に関して、少し分からなかったのが、伺いました。

資料3の8ページに「短期大学の現況及び特徴」がありますが、その特徴の記述に何を書くかというのが「(2)特徴の記述」のところに書かれています。そこに「短期大学

の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、短期大学の特徴があらわれるように記述してください」とありますので、理念的なことというのは、この部分にある程度書き込めると思います。それを受けて、目的のところは具体的に書いてもらうということをしっかり伝えれば良いのかとは思いますが、しかし、13ページに自己評価書イメージというのがあるが、目的というのが2ページにわたって用意されていますが、これも網かけになっているということは、評価報告書にそのまま転載するという意味です。理念的なことは、特徴の部分のところにある程度記述できますが、この目的に何を書かかということ考えたときに、具体的な目標だけだと少しページが余ることもあり得ます。評価される短大側からすると、2ページ与えられると、2ページ分を埋めないと何となく落ち着かない部分があって、また何か理念的なことを書き加えて、というようなことも考えられます。

さらに、この目的に関しては、基準1で短期大学の目的という基準が出てきます。ここでまた目的に関して触れることとなります。短大側としては、特徴のところでも理念的なことを言い、目的のところでもある程度そういうことも含めないとか何かページが埋まらないということになり、そしてまた基準1のところでも記述するという、少し短大側として重複している感じを受けるのではないかという気がします。試行的評価においても、同じようなことを何度も書かねばならないといった感想も大学側からしばしば寄せられていることもありますので、その「目的」のところを記述してもらわずに、その目的の部分というのは、基準1の短期大学の目的のところでも記述してもらおうという形で、場合によっては十分なのではないかなという考えもあります。いずれにしてもその「現況及び特徴」の特徴の部分に理念的なことが記述できるということを踏まえて、目的にどういったことを書いてもらうのか、この際の目的というのは、この認証評価の対象である教育活動を中心とした目的で良いと思いますが、それを具体的に書いてもらうということを相手に伝え、またそのときの分量などを勘案して、ページ数や基準1との兼ね合いで、少し工夫していく余地があるのではないかと考えております。

目的の記述量は決して2ページなければいけないという意味ではありません。何字以内ということを書いてございますので、当然これは1ページでももちろん良いです。目的をそれぞれの基準ごとに記述するのか、「目的」に全体として記述するのかといった問題であると思います。

基準ごとに目的を書くとしたら、小目的になると思います。評価する側からは、その方が楽だと思いますが、自己評価書を作成する側からは、結構書きにくいかと逆に思い

ます。

委員長 基準によって小目的を比較的書きやすい基準もあるけれども、非常に書きにくい基準があって、無理やりというか、当たり前のようなことしか記述できないということも出てくるので、全体の目的というようにお考えいただいてよろしいのではないのでしょうか。今のお話は非常に良く分かりますが、公立の短期大学では、目的がどのように書いてあるかという点、学校教育法の短期大学に関する条文で、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」ということを書いている短大が多いです。しかも目的は、公立の場合であると、条例になっていることが多いですから、短大が変えようと思っても、議会にかける必要があります。今まではそれで通用して何十年やってきたのにどうして変えるのかという議論が出てきて問題となることも考えられます。それぞれの短大が自己評価・点検するときには、短大の理念という抽象的なものを書きただけでは自己点検・評価が出来ないので、短大の理念を用いながら、その前後のことなどを入れ込んで、大体短大はこういうやり方でこういうようなことが短大の目的だろうということ、やむを得ずもう一度改めて記述した上で、自己点検・評価を行うといったこともあります。実際に、評価をするときに非常に抽象的なことを書かれたのでは、具体性に欠けますのでおそらく評価をする人は非常に困ってしまうという問題があるのではないかと思います。

国立大学の外部評価をしたときに、やはり目的は抽象的なものしかないこともありました。自己点検・評価に、ものすごく馴染まないという短大がたくさんあって、国立は今度法人化し、中期目標等を立てることが出来るので、そこで立てれば良いということになります。短大の場合でも公立の場合には法人化するとは限りませんので、法人化しない場合もあるといったような問題も含めてお考えいただく必要があると思います。

今の目的というところですが、私学の場合は、建学のときに、理念、精神などを整理しているわけです。そして、目的というと、設置基準が大前提にあって、それを少しリファインするような形でそれぞれの短期大学の目的というように学則に挙げている場合が多いように思います。それで、評価ということになると、やはりそれぞれの短大の考え方などは、背景として当然出てきますが、どうしても全体目標と、それから先程お話のあったそれぞれの基準、項目についての目標が明確にされないと、評価はし難いと思います。その目標ということ、つまりは、全体目標であっても、その記述の中に達成状況が窺えるぐらいの具体的なものでないと、これは目標とはいえないと思いますし、またそれがないと評価が難しいだろうと少し思っております。ところが、今の短大は

今までそういうことを設定してきていないのが実情だろうと思いますので、それを、早めに各対象機関に伝える必要があると思います。そしてまた、それを今度設定するためには、当然、中長期目標がないとその目標というのは、的確なものがそれぞれの学校では設定しにくいであろうと思われます。そのことは、それぞれの短大が当然やるべきことでもありますので、早めに定義し、説明会等で整理されれば良いと思います。目標というのは、先を見通し、達成状況というものが入る記述であるということ、ある意味では当然のことだと思えます。というようなことを、やはり目標というのは避けて通れないと考えます。目的というと、今までは目指す方向程度の記述でとまっているところが多いし、今のところは、それでも良いかと思いますが。

目的と目標がどう違うのかというと、それぞれの考え方の相違もありますので、目的の中に目標も含めて考えるのも間違っていないとも思います。ただ、今まで長い間の短大のあり方としては、設置基準の目的を少し書き換えるというのを目的というように思ってきていますので、その辺の苦しさがあるかと思えます。そこに目標まで書き込んでくださいといった記述を求めると、何だか少し難しくなる短大が出てくるかというようなことを感想として持っております。

委員長 それぞれ自己点検・評価をなされた方が多いと思いますので、その経験に則ってご意見をいただければありがたいと思います。

ある意味では日本の文化、生活のあり方といったものの中で、あまり目的を明確にしないで生きてきたという日本人の今までの生活のあり方というものがあるのだらうと思えます。そこに評価という、日本人の今までやってきたものとは違う文化が入ってきて、その中でこの目的というものを設定することがなかなかし難い、そういう状況があると思えます。私学の場合も、建学の精神や教育理念といった極めて抽象的なものを目的だと思っていて、それに何となく日ごろの教育活動というものを漠然と結びつけていたというような、そういう実態があると思えます。ですから、最初からこの第三者評価、あるいは認証評価というものが、目的がないと評価ができないと言ってしまうと、評価する側も、評価される側も大混乱に陥るのではないかと思います。ある意味では評価をするために無理やり目的を作り上げるということも考えられます。本来目的というのは教育の目的なのですが、その目的というのは、評価されるための目的となってしまうのではないかという感じがあります。ですので、あまり最初から明確にしないで、幸い法律は7年に一度、認証評価を受けなさいとなっておりますので、日本人の今まで持っていた目的というものをある程度整理する期間、育てる期間というような意味合いでこの

目的の問題を考えたほうが良いのではないかと私は思います。

委員長 実際に日本の短大においては、建学の精神、理念というのは、そんなにたやすく変えてはいけないという気持ちがやはり強いです。実は、私も今、4年制大学移行へ
の問題があり、他の4年制大学と統合するために理念を新しく変えようと思うと、理念
なんていうのはそんなにたやすく変えられては困る、絶対残せと言われて、折衷案を出
しました。その理念を変えることは絶対出来ないものですから、その文章を途中まで使
い、日本語として成り立ちませんでした。そうじゃないと許さないと言われて、やむ
を得ずそういうものを出しました。やはり理念というのはそんなにたやすく変えるもの
ではないという、そういう意識が現実にあります。ところが、これだけ時代が大きく変
わっていて、改革を迫られているときに、そんなに昔からの理念を踏襲していたら、国
際競争等には対応できないと思います。ですから、理念があって、目標、目的を明確に
しろという話になれば、評議会とか協議会でたくさんの意見が出て、そんなことは変え
るなど、結局明確なことが出来なければ変えない方が良くないということになりかねな
い面があります。しかし、それで良いかという問題はあります。

資料4には、「目的をどのように具体的に整理・記述してもらうか」という言い方で
問題提起されていますが、この発想は、今までの認証評価じゃない評価の場合の発想で
す。というのは、既に指摘があったように、「基準1 短期大学の目的」ということで、
目的自体を基準にしているわけです。参考資料2-2の2ページにあるように、「目的
として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を
含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか」ということを
基本的な観点として設定して評価するわけですから、既に定められている目標を書い
てもらわなければ、改めて整理されて書かれても違って来るわけです。試行的評価の場
合は、目的についても書いてあるか書いていないかに関わらず持っているはずなので、
それを整理してくださいと、そこから始めました。しかし、この認証評価で、この基準を
使うならば、もう目標というのは書いてあるもの、定められて公表されているものだ
と想定しているわけです。ですから、それを書いてもらうしかないです。

委員長 具体的な目的が書かれていない短大はいくらでもあるのではないのでしょうか。

観点1-1- を見ていただきますと、「定められているか」ということで評価する
わけです。機構の評価で使おうとしている目的という概念は、少なくとも、定められて
いるかという観点で評価するものを指しているわけです。それ以外に目的という言葉
を使うなら別ですけども、少なくとも「基準1 短期大学の目的」で問題にしているの

は、明確に定められているかということで問うものですから、まず中心になるのは定められているものです。改めて整理するものではないと言っているにもかかわらず、定められてははっきり公表されているものと、新たに整理するものまで書いてくださいと言っても良いですが、それは少し違う話だと思います。検討事項の提起の仕方が違うような気がします。

抽象的な目的しかなければ、それが一体具体的なのかどうかということで、この評価では具体性を評価するわけです。定められてもいないものは評価できません。評価基準で我々がそういう概念で使っているわけですから、この評価の発想では、基準1において、目的というのは、明確に定められており、適合するものであるかどうかということをお問うわけです。目的の善し悪しを言うのではなくて、明確かどうか、明確に定められているかということをお問うと言っているときの目的というのは、定められているものでなければ問えないことになります。ですから、資料4の「整理・記述してもらおうか」というのは、少し違う発想で問題提起されていると思います。

おっしゃることはある意味で合っていますが、今ここで申し上げていることは、基準5、10ページ目あたりを見ていただきますと、例えば、教育の目的に照らして授業科目は適切に配置されているとか、出てきますので目的が具体的でないという評価が難しいという話であると思います。

ですから、基準1で問っている目的が具体的でないところにつながらないというだけであって、定めてもいない目的を基準1に記述されてもどうしようもないと思います。委員長 そのとおりです。それで先ほど私は非常に困ると言ったのは、目的が条例等になっており、短大が変えたいと言ったってなかなか変えることができないということです。

「定められている」という意味は、設置基準や学校教育法のとおり書いてある文書だけであるというのではなくて、その短大の教育の方針としてきちんと公表されているという意味で、定められているという意味です。ですから、当然、正式な決定をもってカタログに掲載しているとか、そういう内容を含むわけです。そういう内容が全然なく、学生や社会に何も公表しないで設置基準や学校教育法の文言に近い目的しかなければ、これは具体性に欠けますねという話になるわけです。定められているという範囲はどこまでなのかといった議論は必要だと思いますが、目的は、別に学則の第1条の文章だけを指しているわけではなくて、そういう意味では整理と言って良いかもしれませんが、既にあるものを出してもらおうという意味です。

委員長 確かに、そこまで広げて考えれば良いと思います。しかし、目的として書いていないものはだめだと言う話があったので、そのような話をしたわけです。そうではなく、目的と明確に書いていなくても、短大としてはこういう目標というか、目的があると蓋然性を持っているものについては、もう少し整理をしないと、実際には評価に対応しにくいのではないかという問題が起きるのではないかという意図で発言したわけです。

本日は、資料3の自己評価実施要項のたたき台についてご議論を深めていただいております。評価研究部長の説明を踏まえて、その議論をしていただいているかと思えます。この資料3の3ページのところに、「 目的の整理」とあり、そこで目的についてどのように記述をしていただくかということが書かれています。そこには、基本的には各短大が既にお持ちのもの、目的があればそれを記述していただくとなります。ただ、の1の第3パラグラフに「なお、短期大学の「目的」が明文化されていない場合は、短期大学の理念や、短期大学で行われている教育研究活動の趣旨等に基づき」整理し記述していただくということを要請しています。今のご議論は、自己評価実施要項の整理の仕方、記述の求め方まで含めてのご議論になるかと思いますが、たたき台においては、各短大が現に目的を持っていることを前提としつつも、仮に明文化されていない場合には、この評価に当たって目的、基準1にかかわって目的を記述していただく必要があります、それについて2、3のところでもどのように記述をしていただくかということをお示ししてございます。そのあたりについて、資料4で、先ほどもご指摘があり、この問題提起の仕方が妥当かどうかということがありますが、そのあたりについてご議論していただければという趣旨でご提案しているとご理解いただければと思っております。

委員長 もう一度確認いたしますが、明確に「目的」と書いていなくても、目的に当たるようなものがあれば、それを整理して記述してもらおうというこの問題提起は良いでしょうか。どの程度具体的に整理・記述してもらおうかということで問題を出していると思えますが。

私も混乱していますが、この資料3に書かれている「目的の整理」というのは、今、短期大学が持っている目的、もしくは目的を持っていなくても、ありのままのものを出してくださいよというのがその目的の整理で使われています。しかし、この資料4の「目的の整理」の中には、何となく評価がやりやすいような目的にしてくださいよというような意味合いがあるような感じであり、言葉は同じであっても食い違っているのではと

いう趣旨のことをおっしゃったのではないのでしょうか。

現在、それぞれの短大に目的がないということはほとんどない、設定されていないというところはなく、やはり学則がある以上、必ずやどんな形であるにしろ書かれています。先程の目的というのは、そういうところだけでなく、それを受けて、どこの短大でも教育方針や、あるいは具体的な教育目標を、それが単年度、あるいは中期であれ、教授会等で立てられ、または、いろいろな文化がありますので、それがしっかり立てられているか、やんわり立てられているかの差があると思います。そして活動しているわけですから、1つの目的に対して現代に合うような形でさらにそれをとらえ直しているところ、そしてまた具体的な目標を設定してという、そこまで全部を目的というようにおっしゃったのかと理解しましたが、それはよろしいのでしょうか。

目的というのは、先生の言われているとおりです。ただ、具体的に物を見ないとイメージがずれてしまい、人によって違っているのかもしれませんが、要するに、学則に「目的」と書いてある目的だけではなくて、きちんと正規に示されているものを含むという意味で、先生と一致しているように思います。

そこまでとらえ直す短大もあるでしょうし、もっと具体化して設定する場合もある。

逆に言うと、こちらがそれでイメージするなら、そういうものだということを示す必要があると思います。ただ、申し上げたかったのは、あくまで、目的が明文化されていなければ、評価のときはやはりこの基準1に基づけば、目的は明確でないという指摘をすることになると思います。

この目的というのが、基準1の目的と、それから全体の目的とまず2つあるということですね。そうすると、最初のこの目的というものはどういう位置付けなのかをはっきりさせる必要があります。先程のお話をお聞きしておりますと、自己点検・評価をし、さらにこの認証評価をしていく場合の理念といったものを各短期大学でどのように具体的にしていくかという、そういう試みも一緒に入ってくると思います。先程の二層構造と三層構造の話ではありませんが、やはり目的というのはただ理念だけでははっきりしないということをお互いに各短期大学で検討する必要があると思います。そうすると、幾つかの要素というものを立てることによって、この目的がどう具体化していくかというところに進むのではないかと私は今日のお話をお聞きして思いました。

問題はその全体の目的と基準1の目的と、目的という言葉が出てくるので、どう違うのかというのも明確にする必要があります。以前より基準1の目的というのを明確にクリアしないと全体が明らかにならないというような言い方をしていたと思いますが、今

回はっきり出てきたのは、基準の1から11以外の目的というのが最初にあって、これをきちんとしていかないと評価に進まないということが今議論になっているのだと思います。だとすれば、この全体の目的、短期大学の目的というのは、現状では確かに設置基準や学校教育法というようなものに沿うような形でしか具体化していない、あるいは理念であり、具体化との間に距離がある。とするならば、その理念と目的の要素を少しこういうようにあった方が望ましいというようなことを今回、盛り込んでほしいと思います。

委員長 今、その全体の目的と、基準1の目的が違うというお話がありましたが、どうなのでしょう。

文章は別として、これはやはり同じではないでしょうか。

ただ、同じではあるが、基準1の方では、その目的をさらに見直そうという、そういう動きとか、新しい動きなどが多分評価の対象になっていると思います。最初の目的というのは、やはり定められたもので、しかもカタログやいろいろな便覧に公表されているものだと思います。ですから、これは同じものであるが、それを抽出して整理して書くというようにとらえるのだと思いますが。

それだったらそのように要項に書かないと、分からないと思います。

目的は初めのページのほうに書かれて、基準1はそれを自己評価する、その基準に照らして前に書いた目的がその基準に合っているかどうかを自己評価するのが基準1であって、また新たに目的を書くわけではありません。

全体の基準と各基準1から11までそれぞれ目的があるかどうかというお尋ねについては、やはり短大の目的としては全体として1本であります。であるなら「基準1 短期大学の目的」が何で設定されているかということ、その目的の内容自体について評価をするというよりも、基本的な観点にあるように、それが明確に定められているか、また、それが短期大学一般に求められている学校教育法の目的から齟齬があるのかないのか、また、それが周知されているか、社会に広く公表されているかといった基本的な観点に沿って基準1において目的を評価するということだと思います。

基準2以降については、それぞれごとに短期大学の目的に照らして、基準2で言えば、教育研究組織が適切かどうか。そういう短期大学全体の目的がそれぞれの基準において、その目的に照らして適切かどうかという、そういう判断をするに当たっての基礎となるというように理解をしておくとしたら、全体として目的は1本であるということによるのではないかと思います。また、そのように我々としては議論してご提案している

ことであると思っております。

参考資料 2 - 2 の 4 ページにある基本的な観点は、全て目的との関連を問うています。この程度細かく目的との関連を問うているやり方で、高等専門学校機関別認証評価の方でもおやりになっているのですか。

基本的にはそうです。

短期大学基準協会として行っている作業との比較で言いますと、機構の評価基準におけるこの目的に対する問いかけというのは非常に細かいです。短期大学基準協会の場合は、目的はきちんとありますか、それはスタッフや学生の間で共有されているか、いなかという程度の事柄を問うているだけで、その後の観点や基準のところではこれ程細かくは問うていません。であるから、これを読んで、かくも細かく質問しているので、短大側はこの質問に応じた形で整理をしていかざるを得ないのではないかと思います。したがって、この資料 4 の 1 のところの検討事項は、どうして必要なのかという感じがしました。具体的にやはりこの程度のものを示しても、非常にアブストラクトなものしか出てこなくて、評価をするときに読み取れないことがあるのでしょうか。

そうです。

本学において、今年 5 年目で F D が終了しましたが、その中でこれまでの経緯で、先ほど日本人の感覚というところで非常に良く分かるのは、短期大学の目標を達成するために学科があり、学科の目標があり、それぞれ今度は教育課程やコースや、いろいろなところにすべて目標を置いていって、それが収斂されて全部のミッションが達成できるという構造になっていますので、F D では、なるべくそれぞれ掲げている目標を具体化して、達成できたかどうかを自己評価していくというシステムをつくらなければならないというのがねらいにありました。ところが、学内の先生方の中には、教育というのは成果を求めるものではないのではないかという意見がありました。有名な話であるそうですが、勝海舟が新島襄に教育というのは、どのぐらいしたら結果が出るのかと質問し、答えていわく 200 年という話があります。200 年先は待ってられないので、そういう方々はなるべく抽象度を高くして理念のほうに行く傾向があります。しかし、我々が責任を負うべきところは、消費者保護の観点や、今、委員長からもお話があったような目まぐるしい変化の中で、透明度を上げていかなければいけないといったリクエストが、そういう方向にあると思います。この評価の国際通用性という観点から言うと、何の目標にどういうアクションをしてどうだったのかという一連のそういう流れが明確にないと、日本人は、あうんの呼吸が使えますが、どこかの国がこの大学評価・学位授

与機構の評価を受けたいと言ったときに、ロジカルにきちんと答えきれないと問題が出てくるのではないかと思います。目的の整理というのは大きなミッションをどのように達成できるかという構造図を明らかにしろというのが、多分幾つか書かれているのではないかというように思いました。いろいろと私どものFDでも、まだまだ議論については完全に終わっているわけではありませんけれども、ご参考までに紹介させていただきました。

委員長 機構でも高等専門学校機関別認証評価を実施して、非常に困ったというのは実際、そういう点だろうと思います。

これは高等専門学校、あるいは短大の評価のほうも、この目的の整理というのは、多分機構として統一的に考えていると思います。それはある面では機構の特色になっています。私がむしろ心配しているのは、全体の目的とこの基準1の目的の重複です。

今度は2番目の問題になりますが、観点ごとの自己評価で、これを学科別、あるいは専攻科ごと記述されると、それぞれの数だけ同じ目的の記述が出てきて、たくさん重複が出てきて、これは評価するほうが嫌になってしまうと思います。実際、大学基準協会の評価でも、そのような重複が、学部ごと、大学院ごと、別々に出てきています。そうすると、相当重複がある。私はむしろそちらの方が評価する側にはかえって問題ですので、観点ごとは、もうやはり学科レベルと専攻科レベルといった整理で観点ごとの自己評価をしていただいた方が良いでしょう。

皆さんのご意見を伺って、やはり私の考え方は1つ考慮の余地があるかと思います。この資料3に、評価報告書イメージがありますが、その真ん中の一番右の段の「基準1 短期大学の目的」に網掛けで評価報告書に転載するという部分があります。資料4に「概況の記述」というのがあり、これを載せるか載せないかは、これからこの委員会でも議論していく必要があります。私の方で考えているのは、基準ごとに短期大学のほうでどういう状況にあるのか、そしてその状況をどう自己評価しているのかという要約的なものを自己評価書から転載してもらったらどうかという案があります。要するに、「基準1 短期大学の目的」のこの概況のところ、短期大学ではこういう目的があるということ、コンパクトにまとめていただければ、その前の「目的」をわざわざ書く必要がないのではないかと。この基準1の概況の部分に、こういった目的を掲げ、これはこういうプロセスで決めているので、例えば、基本的な観点も明確に立てられていると自己評価するとか、学校教育法に外れていないとか、それから周知・公表も徹底されているというようなことがコンパクトにここにまとめられていれば、私は十分ではないのか

などと思います。そうすると、先ほどから議論になっている、その「目的」と、この「基準1 短期大学の目的」とが違うのか、同じなのかといったことも無くなるのではないかと思います。これも、皆さんのご意見を伺いながら考えていければと思います。

今、機構がどのような評価をしようとしているのかということなしに、自己評価のやり方だけ議論するような格好になっていますが、試行的評価の例によれば、評価担当者マニュアルというものをつくるかどうかは別としても、機構でどのような評価をするかということと、自己評価をどうするかということとを並行して議論し、それを文章化することで自己評価実施要項と評価実施手引書を作成しました。そういう意味では、どのような評価をするかということについて、評価担当者の立場から見れば、こういった方法でないと評価できないということがあります。

今回行う機関別認証評価は、満たしているかどうかということの評価するわけですから、自己評価で改善点を見つけてあげるというような話ではなくて、善し悪しを言うわけです。その場合、やはり機構でどのような分析、評価をするのかということを検討しないと、どのような自己評価をしてもらおうかというのは議論できないのではないかと思います。自己評価の話だけを議論していると、先程からあるように一生懸命いろいろなことをされます。しかし、認証評価という立場から見れば、必要以上のことも対象機関にさせていただく恐れもありますので、どのような評価を評価担当者がするのかということとあわせて議論しないと、これ以上議論ができないのではないかと思います。

そういう意味では、基準の前に目的を持ってきたというのは、いろいろな基準を評価するときに必ずそこへ戻って見られるので、評価担当者にとって非常に良いです。

次に、確かに機構の経験から言って、その目的・目標に即した評価を実施してきた経験を生かしたいということはあると思いますが、同時に、それを行うと非常に緻密になってきます。改善点とかいろいろ指摘はできますが、この認証評価の一番の目的が質の保証であり、満たしているということの評価をしようとしているわけであり、それから、いろいろな説明が、試行的評価の分野別教育・研究評価をベースにされていますが、一番の違いは、総合的な状況に対する評価ということだと思います。

機関別認証評価の場合は、そうすると、総合的な状況というのを、学科の積み上げとして、または、全体として見るのかという問題が出てきます。仮に、全体として見るならば、それはどのような手法を使えば良いのかといった詰めがないと、学科1つの短期大学は別として、これはどうなるのか。大学基準協会は、今お聞きすると積み上げになっているようですが、やはりここから自己評価のやり方を議論すれば見えてはきますが、

やはり評価の仕方ということと並行して、きちんと固めていかないといけないと思います。

やはり我々が基本的な観点を100も作ったので、そのこともやはり考える必要があります。なぜこんなに100も作って、じゃあ、それを学科ごと、あるいは専攻ごとに全部それを積み上げて評価するのかという、多分その作業の可能性といたしますか、いろいろな要素があると思います。

目的というものをきちんと評価の上で設定してもらおうと思えば思うほど、今の時点では、この問題は具体的に各短大で大変な苦勞をかけるということになるのではないかと思います。7年後は各短大が慣れて、やはり変わっていると思いますが、現時点では目的というものを評価に結びつけて設定してもらおうと思えば思うほど、各短大が混乱することになるだろうと思います。

皆様のご意見をお聞きしておりますが、きょうはフリーディスカッションですが、この次は、自己評価報告書をつくる側、評価する側について、現実的に評価を実施することを意識して議論するようなことにシフトしなければいけないと思います。幸いに機構では試行的評価の結果がある程度サンプルとしてお持ちであることが、私にはとても心強く、参考になると思っております。具体的なものがなく議論すると、空論になり、空転してしまうような気がするので、何か少しサンプルのような形でお出しただけないでしょうか。もちろん校名なんかは当然伏せるわけですが、比較的現実的に、議論しやすいと思います。また、評価のご経験のある方とない方と、おられるように思いますので、お願いを含めた感想です。

委員長 今日、この議論の1回目でしたので、フリートーキングをし、かなりご意見をいただきましたが、このまま議論してもなかなか問題が集約されないかと思いますし、限られた時間で、意見も必ずしも十分お出しただいたとは思いませんので、何かご意見がありましたら、メールでもファックスでも結構でございますので、事務局にご提示いただければと思います。

続きまして、事務局から、今後のスケジュール等につきまして説明願います。

ただいまの論点について、ご意見等はメール、ファックス等で積極的にいただければと思っております。次回には、要項、手引書等を用意して提示させていただきたいと思っております。次回の会議は、10月1日15時から、それから第6回の会議が10月14日15時から、それぞれ学術総合センター1113会議室で予定されておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

大学機関別認証評価の自己評価実施要項というのがありますか。

短期大学機関別認証評価と並行して作業は行っておりますが、むしろ、大学機関別認証評価のほうが作業は遅れています。

短大の議論がまた影響するというのがありますか。

それぞれ関連は出てこようかと思えますし、逆もあるかもしれません。大学機関別認証評価の議論がこっちに反映しなければいけないという部分が出てくることもあり得ます。

文部科学省へは、いつ申請なさいますか。

申請予定は、最終的には評価費用が確定した時点でということになりますが、遅くとも今月中には申請をしたいと考えているところです。

委員長 それでは、本日の議事は以上をもって終了させていただきます。